

実施方針に関する意見への回答

No	頁	章	節	1	(1)	7	項目等	意見内容	回答
1	17	4	4-1			⑦	インフラ引込負担金	インフラの引込みに当たり負担金が必要となる場合に事業者が負担するというのは厳しく、参加企業としては慎重にならざるを得ず発注者負担として欲しい。本来不要なはずの負担金をリスクとして提案金額に含めた場合に競争で不利になったり不要な金額を含めた価格で契約するのは発注者にとってもデメリットだと考える。	基本設計において、事業者にて、必要となるインフラの引き込み検討及びインフラ事業者と協議を行ってください。その結果を受けて決定する負担金は本町の負担とします。実施方針及び要求水準書を修正します。
2	21						資料 1	23. 物価変動についてはDBの場合、当初契約内容が概算価格である点、設計中に設計変更が生じる点から事前に何を指標としてどのように金額を算出するか明確にして欲しい。	指標として、建築費指数「学校 RC（東京）」（一般財団法人建設物価調査会）を用いて、入札公告時から工事着工日までの物価スライドの適用を想定しています。入札説明書等公表時に詳細の内容をお示します。